令和５年度

川崎市まちづくり局
建築工事等積算情報

令和５年１１月

まちづくり局単価委員会

目　次

Ⅰ　適　用
１　目　的 …… 1
２　構　成
（１）建築工事 …… 1
（２）委託業務 …… 1

Ⅱ　積算基準
１　建築工事
（１）公共建築工事 …… 2
（２）公共住宅建設工事 …… 3
２　委託業務
（１）調　査 …… 3
（２）設計等 …… 3
３　その他 …… 3

Ⅲ　単　価
１　建築工事
（１）単価の優先順位 …… 4
（２）主要資材単価 …… 4
（３）市場単価 …… 4
（４）標準単価 …… 4
（５）まちづくり局単価以外の単価 …… 5
２　委託業務
（１）共通 …… 6
（２）調査 …… 6
（３）その他 …… 6

Ⅳ　端数処理
１　建築工事
（１）工事内訳書に記載する単価 …… 7
（２）工事価格 …… 7
２　委託業務 …… 7

専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領 …… 8
【参考】内訳書標準書式（種目別内訳） …… 9

Ⅰ　適　用

１　目　的

川崎市まちづくり局の所掌する建築工事（公共建築工事、公共住宅建設工事）及び建築工事に係る委託業務（設計、工事監理、地質調査、事業損失調査等）における積算に必要となる事項を定めたものである。

２　構　成

建築工事及び委託業務にかかる事項は次のとおりとする。

（１）建築工事

- 建築工事
  - 公共建築工事／公共住宅建設工事
    - 建築工事
    - 電気設備工事
    - 機械設備工事（昇降機含む）

（２）委託業務

- 委託業務
  - 公共建築／公共住宅建設
    - 調査
      - 事業損失調査等
      - 地質調査
      - その他（測量等）
        ※本資料の適用外
    - 設計等
      - 基本設計、実施設計
      - 工事監理（意図伝達業務含む）

Ⅱ　積算基準

１　建築工事

川崎市における公共建築工事及び公共住宅建設工事における工事の積算基準等は次のとおりとする。

（１）公共建築工事

ア　公共建築工事積算基準　平成２８年１２月版
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部　監修

イ　公共建築工事共通費積算基準　（令和５年改定）
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部　監修

ウ　公共建築工事標準単価積算基準　（令和５年改定）
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部　監修

エ　公共建築数量積算基準　（令和５年改定）
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部　監修

オ　公共建築設備数量積算基準　（令和５年改定）
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部　監修

カ　公共建築工事積算基準等資料　（令和５年改定）
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部

キ　公共建築工事積算研究会参考歩掛り　（令和５年）
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部　監修

ク　営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り　令和５年版
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部　監修

ケ　営繕積算システム等開発利用協議会参考資料　令和５年版　建築工事編
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部　監修　　令和３年版　電設備工事編
　　令和５年版　機械備工事編

コ　公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（令和５年改定）
　　（設備工事編）（令和５年改定）
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部　監修

サ　令和５年度版　建設機械等損料表
　　(一社)日本建設機械施工協会　発行

シ　川崎市公共建築工事積算基準等の運用 令和５年版
　　川崎市まちづくり局施設整備部

ス　専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領　川崎市まちづくり局
　　（川崎市まちづくり局建築工事積算情報）

（２）公共住宅建設工事

ア　公共住宅建築工事積算基準令和元年度版

公共住宅事業者等連絡協議会　編集

イ　公共住宅電気設備工事積算基準　令和元年度版
公共住宅事業者等連絡協議会　編集

ウ　公共住宅機械設備工事積算基準　令和元年度版
公共住宅事業者等連絡協議会　編集

エ　令和５年度版　建設機械等損料表　(一社)日本建設機械施工協会発行

オ　公共住宅建築工事積算基準等の運用　令和５年３月改定

カ　専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領　川崎市まちづくり局
（川崎市まちづくり局建築工事積算情報）

２　委託業務

公共建築及び公共住宅建設に係る委託業務の積算基準等は次のとおりとする。

（１）調　査

ア　事業損失調査等委託業務費積算基準 令和５年度版　川崎市まちづくり局

イ　地質調査積算基準　令和５年版　川崎市まちづくり局

（２）設計等

ア　設計業務等委託費積算基準・要領

令和５年版　川崎市まちづくり局単価委員会

イ　平成３１年国土交通省告示第９８号（建築士法）

ウ　官庁施設の設計業務等積算基準・官庁施設の設計業務等積算要領

平成３１年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

３　その他

上記１、２に関する解説書等を参考とする。

Ⅲ　単　価

１　建築工事

（１）単価の優先順位

内訳書に記載する単価の優先順位は次のとおりとする。ただし、優先順位が実勢にそぐわない場合、変更することができる。

【まちづくり局単価】

①　主要資材単価
②　市場単価
③　標準単価

【物価資料】

④　建設物価、積算資料
⑤　建築コスト情報、建築施工単価

【その他】

⑥　カタログ
⑦　業者見積り
※　工事内容等を踏まえた独自歩掛りによる場合、業者見積り等との比較から実勢を勘案した上で採用する。

（２）主要資材単価

ア　主要資材は、鉄筋、コンクリート、鉄骨、鉄スクラップとする。

イ　「建設物価」「積算資料」の最新号に掲載されている価格を参考に設定する。

ウ　主要資材単価は、毎月改定を行う。

（３）市場単価

ア　「建築コスト情報」及び「建築施工単価」最新号に掲載されている市場単価を参考に設定する。

イ　市場単価は、原則、年４回（７月・１０月・１月・４月）改定を行う。

（４）標準単価

ア　材料単価については、「建設物価」及び「積算資料」の各改定月の前月号に掲載されている価格を参考に設定する。(令和５年７月改定については、２０２３年３月号)

イ　材工共単価については、「建築コスト情報」及び「建築施工単価」の各改定月当該季刊号に掲載されている価格を参考に設定する。

（令和５年７月改定については、２０２３年１月〈冬号〉）

ウ　標準単価については、原則、年３回（７月・１１月・３月）改定を行う。なお、国土交通省において公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置等が実施された場合、その適用月に標準単価の改定を行う。

エ　標準単価は、標準歩掛り、物価資料、業者見積りによる。

オ　標準単価の標準歩掛りは、「公共建築工事標準単価積算基準」による。

・労務単価は、川崎市建設緑政局が公表している令和５年度公共工事設計労務単価表による。

・「その他」の率は、公共建築工事標準単価積算基準及び公共住宅建築工事積算基準に記載されている**「中間値」**＋１％とする。

カ　標準単価のうち、物価資料に掲載される価格を参考に設定した取扱いは、下記（５）による。

（５）まちづくり局単価以外の単価

ア　単価作成に用いる物価資料、カタログ等の優先順位は次による。なお、労務単価は、川崎市建設緑政局が公表している令和５年度公共工事設計労務単価表を標準とする。ただし、材工共の見積りの場合は見積りによる。

① 建設物価、積算資料
② 建築コスト情報、建築施工単価
③ カタログ掲載価格
④ 業者見積り

※工事内容等を踏まえた独自歩掛りによる場合、業者見積り等との比較から実勢を勘案した上で採用する。

イ　物価資料の比較により単価を決定する場合は次による。

建設物価、積算資料（実勢価格＞公表価格に注意すること。）

資料区分		積算資料		
	単価区分	単価なし	実勢価格	公表価格
建設物価	単価なし	－	積算資料	積算資料
	実勢価格	建設物価	最低価格	建設物価
	公表価格	建設物価	積算資料	最低価格

建築コスト情報、建築施工単価（実勢価格＞公表価格に注意すること。）

資料区分		施工単価		
	単価区分	単価なし	実勢価格	公表価格
コスト情報	単価なし	－	施工単価	施工単価
	実勢価格	コスト情報	最低価格	コスト情報
	公表価格	コスト情報	施工単価	最低価格

ウ　物価資料に掲載されている都市区分の優先順位は次による。

①川崎　　②横浜　　③東京　　④関東　　⑤全国

２　委託業務

（１）共　通

技術者単価は、川崎市建設緑政局が公表している令和５年度設計業務委託等技術者単価表による。

（２）調　査

ア　標準単価については、原則、年３回（７月・１１月・３月）改定を行う。

・材料単価については、「建設物価」及び「積算資料」の各改定月の前月号に掲載されている価格を参考に設定する。（令和５年７月改定については、２０２３年３月号）

・労務単価は、川崎市建設緑政局が公表している令和５年度公共工事設計労務単価表による。

イ　市場単価については、原則、年４回（７月・１０月・１月・４月）改定を行う。

・「建設物価」「積算資料」の各改定月の最新号に掲載されている市場単価を参考に設定する。

（３）その他

上記（１）（２）に記した単価以外のものを用いる場合は、見積り等を参考に設定する。

Ⅳ　端数処理

１　建築工事

（１）工事内訳書に記載する単価

工事内訳書に記載する単価及び一式計上の金額における端数処理は次のとおりとする。ただし、残土処分費（浮島）単価、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書において一式計上する金額は除く。

単価	端数処理の方法
10,000 円以上	100 円未満切捨て
100 円以上　10,000 円未満	10 円未満切捨て
100 円未満	1 円未満切捨て

（２）工事価格

工事価格は、1,000 円未満を切り捨てとし、一般管理費等で調整する。

２　委託業務

ア　設計・工事監理の業務価格は、1,000 円未満を切り捨てとし、技術料等経費で調整する。

イ　事業損失調査等の業務価格は、1,000 円未満を切り捨てとし、一般管理費等で調整する。

ウ　地質調査の業務価格は、10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費及び一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費及び一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切捨て）するものとする。

専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領

専門工事業者に単独工事を発注する場合は、次の点に留意して積算を行う。

１．単独で発注できる専門工事は、「防水」、「建具」、「内外装」、「ユニット及びその他」、「とりこわし」、「塗装」、「囲障」、「造園」、「舗装」及びその他の科目の工事をいう。

２．主たる専門工事の直接工事費が全体の直接工事費の概ね７０％以上の場合、主たる専門工事業者に単独で発注する。

３．内訳書の種目構成は、直接工事費、共通費に分類する。

４．公共建築工事積算基準の共通仮設費に含まれる項目のうち、本工事で必要なものは直接工事費の直接仮設工事に積み上げ、計上する。

５．共通費は、直接工事費（発生材処分費を除く）に次の表の共通費率により算出する。なお、共通費率は主たる工事の率とする。その他の科目による共通費率は、「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共住宅建築工事積算基準」に掲げる工種に応じた「その他」の率の「中間値」＋１％とする。

６．共通費率に含まれる項目は、「公共建築工事積算基準」及び「公共住宅建築工事積算基準」の現場管理費率と一般管理費等率に含まれる項目とする。なお、契約保証費は、共通費率に別途加算する。

共通費率	科　目	単独工事例
２０％	・防水・建具（ガラス） ・内外装	・防水改修工事・ガラスフィルム工事 ・畳改修工事、ふすま改修工事
２１％	・建具（金属製建具） ・建具（木製建具）	・サッシ改修工事
２３％	・塗装・囲障 ・造園・舗装	・外壁塗装工事（外壁防水の補修含）、内部塗装工事 ・防球ネット設置工事、外柵フェンス設置工事
２６％	・ユニット及びその他 ・とりこわし	・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 ・プレハブ工事・解体工事

【参考】内訳書標準書式（種目別内訳）

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
直接工事費				
建築工事	1	式	●●●●●●	
計			●●●●●●	
共通費				
共通仮設費	1	式	0	
現場管理費	1	式	0	
一般管理費等	1	式	●●●●●●	
計			●●●●●●	
工事価格	1	式	●●●●●●	
消費税等相当額	1	式	●●●●●	消費税率●%
工事費		式	●●●●●●	

「共通費」を
一般管理費等に一式計上